



「外国人雇用状況届出」の改正

令和2年3月1日以降 に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出において、**在留カード番号の記載が必要** となります。

外国人雇用状況届出における届出方法は、雇用保険被保険者の場合とそれ以外の場合で、届出方法が異なります。

労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主は、外国人労働者の雇入れと離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

なお、在留資格が「外交」、「公用」の方や特別永住者は、外国人雇用状況届出の対象外です。

雇用保険の被保険者である外国人に係る届出

- ・雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届と一緒に「外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】」に在留カード番号ご記入し、ハローワークに提出する。
- ・インターネットを通じた電子申請「e-Gov(イーガブ)」をする場合も、上記の別様式に入力・添付をして申請

別様式での届け出は、雇用保険被保険者資格取得届および資格喪失届が、様式改正(在留カード番号記載欄が追加)されるまでの暫定運用となります。様式の改正は、令和2年度中を予定しています。

雇用保険の被保険者ではない外国人に係る届出

- ・第3号届出様式に、氏名、在留資格、在留期間、生年月日、性別、国籍・地域等を記載して届出をする。
- ・届出期限は雇入れ、離職の場合ともに翌月末日までです。
- ・令和2年3月1日以降の雇入れ、離職からは「在留カード番号記載欄が追加された様式」に変更となる。

令和2年2月29日以前に雇入れ、離職のあった外国人の届出については、令和2年3月1日以降も経過措置として、これまで通りの届出様式で申請ができます。

こんなときは ??

Q 雇入れの際、氏名や言語などから、外国人であるとは判断できなかった。

A 在留資格等の確認は、雇入れようとする方について、通常の注意力をもって、その方が外国人であると判断できる場合に行ってください。氏名や言語などから、その方が外国人であることが一般的に明らかでないケースであれば、確認・届出をしなかったからといって、法違反には問われません。

Q 留学生が行うアルバイトも届出の対象となりますか？

A 対象となります。届出に当たっては、資格外活動の許可を得ていることも確認してください。

Q 派遣労働者についても届出が必要ですか？

A 派遣労働者についても、届出が必要です。

なお、いわゆる登録型派遣については、派遣先が決定し雇用関係が生じた都度、雇入れの届出が必要となりますので注意が必要です。

Q 日本人と結婚している外国人を雇用している場合についても届出が必要ですか？

A 日本人と結婚している外国人の場合、「日本人の配偶者等」の在留資格等が付与されていることが一般的ですが、日本国籍を取得していない限り外国人ですので、これらの方を雇用している場合には、外国人雇用状況の届出が必要となります。

なお、日本人と結婚したという事実のみでは、日本国籍を取得したことにはなりません。

他のQ&Aはこちら(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/05.html>)で

☆☆ お薦めしま〜す ☆☆

「外国人雇用状況届出システム」 (<https://www.hellowork.go.jp/>) の利用

「ハローワークインターネットサービス」 ▶ 「申請等をご利用の方へ」 ▶ 「外国人雇用状況届出」をクリック
「外国人雇用状況届出システム操作マニュアル」を参照できます。

初めて本システムを使用する場合、ユーザ情報登録が必要になります。